

## 令和4年度第2回 新潟市子どもの権利推進委員会 会議概要

開催日時	令和4年10月28日（金）午後1時30分～3時30分
会 場	白山会館 2階 胡蝶
出席委員	石井委員、市嶋委員、遠藤委員、太田委員、郷委員、佐々木委員、 高橋委員、中島委員、本田委員、吉川委員、渡辺委員 (出席11名、欠席3名)
事務局 関係課 出席者	こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、 保育課長、学校支援課長、広聴相談課長、福祉総務課長、 障がい福祉課長、雇用・新潟暮らし推進課長 他 各課 担当者
傍聴者	2名
内 容	<p><b>【議事】</b></p> <p>(1) 子ども条例に係る周知・啓発の取組について</p> <p><b>資料1-1</b> 子ども条例に係る周知・啓発の取組について（令和4年8月以降）</p> <p><b>資料1-2</b> 子ども条例パンフレット（小学生向け・中高生向け・おとな向け）</p> <p>○事務局より、<b>資料1-1</b>及び<b>1-2</b>に基づき説明を行いました。</p> <p>○委員からは、次の意見がありました。</p> <p>(高橋会長)</p> <p>ご説明ありがとうございました。ビデオも見せていただいたところがございます。これまでの周知・啓発の取組み、さらに11月は児童虐待防止推進月間でもあり、子どもの権利推進月間でもある。</p> <p>中島さんからもイベントのお話がありましたし、さらにオレンジリボンたすきリレーなども、おそらく11月3日でしょうか、行われる予定となっていると聞いております。</p> <p>皆さん、今の周知・啓発の取組み等について、ご意見、ご質問をご自由にどうぞ。</p> <p>(市嶋委員)</p> <p>特に皆さんにお知らせするほどのことでもないのですが、先ほどお話いただきました中学生の話し合いと申しますか、リモートで会議をするということをやっていただきました。</p> <p>たまたまなのかもしれませんが、私が関わっている新津第一中学校も参加していただいたということがありましたので、どのような様子だったのか、生徒会の担当の先生にお伺いし、子どもたちがどのように取り組んだのかということ聞いてまいりました。</p>

特に希望者の子どもたちから会議に出る人を選んだということなのですが、とても積極的に、そして、子どもたちは、自分たちが「秋葉区の代表なのだ」という強い気持ちで会議に臨んでくれて嬉しかったということと、いろいろ意見が出た中で、本当に真摯にまじめに取り組んでくれたと。

子どもの権利を考えることによって自分自身を大事にしたり友達のことを考えたりというように、思いが広がっていた様子が見られたので、とても有効だったということをお伺いしてまいりました。

(高橋会長)

市嶋さん、ありがとうございました。新津第一中学校で、参加した子どもたちのそういう活動があったということでした。ほかの学校での取組み状況というか子どもの意見表明の取組みについては、後ほどまた事務局からのご説明があるかと思います。

今の市嶋さんのお話に対して何かあれば。

(事務局)

大変ありがとうございます。そのようなご意見、ご感想を聞かせていただいて、大変うれしく思います。このあと、中学生の意見表明の様子についても少しご報告させていただきますので、当日、すごく真剣に、でも楽しそうに意見交換していただいていたという様子をお分かりいただけるかと思えますので、楽しみにしててください。ありがとうございました。

(2) 子どもの意見表明に係る取組について

**資料2-1** 子どもの意見表明に係る取組について

**資料2-2** 意見交換会における子ども達の意見(まとめ)

○事務局より、**資料2-1**及び**2-2**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

ご説明ありがとうございました。大変よく分かりました。

生徒会の役員の子どもさんだからあれほどしっかりしているのか、それとも今の子どもさんは総じてあのように、状況をよくつかんで発言されているのかなどの感想をもちました。

いずれにせよ、今まで行政の取組みは、学校や教育委員会サイドを除けば、直接的に行政が子どもたちにアプローチするということはあまりなかったように思うのですが、皆さん、今の説明を受けて、ご意見、ご質問、ご自由にどうぞ。

素案の検討のときに、当然、広報・啓発もありますし、子どもたちの意見をどのように取り入れていくのかという視点での話もあるかと思えます。今

は意見がまとまらずに控えたけれども、その段階でお話があるということであれば、ご発言いただくということで、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは先に進めさせていただきたいと思います。

### (3) 子ども向けアンケートの結果概要について

**資料3-1** 子ども向けアンケートの実施概要

**資料3-2** 子ども向けアンケート結果

○事務局より、**資料3-1**及び**3-2**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

簡潔にご説明いただきまして、大変ありがとうございました。

この約3,600件という回答数は、ほぼ母数に近いというか、要するに、先ほど確認しましたらほぼ100パーセントに近い回答率であると。ということは、ほぼ「悉皆(しっかい)調査」ということなのです。これがまず第一点。

それと、さまざまな回答を見ていくと、虐待、ネグレクト、ヤングケアラー、いじめ等のハイリスク分がおそらく2割程度ということが二点目。

それから自己肯定感について、先ほど「あり」の例を言いましたけれども、「あまり好きではない」「まったく好きではない」という回答が29パーセントで、3割ということです。この辺が、この子ども条例あるいは子どもの権利の推進ということに対して、非常に有意義な示唆を与えてくれるようなデータが出たのではないかと。

皆さん、率直に、ご感想で結構でございます。ご意見、ご質問等お願いしたいと思います。

(佐々木委員)

私も、データを見ていて思ったことは、詳しくは分からないのですが、会長がおっしゃるとおり、自己肯定感の低さが権利侵害に何か相関関係があるのかなということを感じたのです。そういう何か研究とかはあるのでしょうか。

(高橋会長)

佐々木さん、ありがとうございました。

自己肯定感に関してはいろいろな側面からの研究があるのですが、まず、日本の子どもは諸外国の子どもに比べて大変自己肯定感が低い。これはもう明らかで、内閣府による他国との比較調査で明らかになっている。

それと、内閣府が子ども家庭庁の関連だと思えますけれども、貧困の視点であるとか権利意識に関する視点であるとか、さまざまな調査をやっ

て、私もざっと見てみたのですけれども、自己肯定感は年齢が上がれば上がるほど下がっていくということがどの調査でも確認されています。

おそらく今回の新潟市の調査をもう少し精緻に分析するとそこも出てくるかと思えます。

(中島委員)

先ほどの関連性について、私も以前から気になっていて、活動を通してすごく感じているのは、子どもの権利を奪われたりとか又は侵害されたりとか認識はしていないのですけれども、実はそういう状況である。虐待の現場にいるとか、無視されるとか。

また、無視とかいじめとかにはなっていないのだけれども、そこまでは至っていないにしろ、意見を聞いてもらえないということ、それが日常的なので「子どもってそういうものだよね」、「おとなが決めたことをやればいいから」というので、問題だと思っていない子たちがすごく多い。

そういう中で、特に虐待を受けたりした子どもたちの救出支援を、日本ではなくてフィリピンで長年ずっとやっているのです。そのフィリピンの子どもたちに子どもの権利を伝えると、自分を今まで責めていたけれども、「自分が悪いのではなかったのだ」、「自分には権利があるのだ」と分かったことですごく救われたという子がすごく多かったのです。

ですから、子どもの権利は、本当にみんなが無条件で持っていて、それは、全ての子どもたちがかけがえのない存在で、自分らしく生きていいのだということを実感的に感じることができると、すごく自己効力感とか自己肯定感、前向きに自分の人生を何とかしていこう。

そのあと、自分がこういうふうに行動を起こすことで変化を起こせるということ、起きるといことが分かる体験をしている子どもたちがどんどん増えているということが体験的にも研究結果としてもあったので、子どもの権利ということを知ることが、それを活かした生活ができるということが、子どもたちの自己肯定感の実現に本当につながっていると思っています。

(高橋会長)

中島さん、ありがとうございます。佐々木さん、よろしいでしょうか。

(佐々木委員)

聞きたいところがあるので、次のまとめのところで言います。

(高橋会長)

進行にご協力いただき、ありがとうございます。

まさに中島さんのおっしゃられたように、虐待から保護されて、例えば里

親さん、あるいは児童養護施設等で数年そこでようやく落ち着いた生活をして、初めて、自分は悪くなかったのだということ、腑に落ちるまで納得する子どもは非常に多いのだらうなということは、私も児童相談所等の仕事をしていく中で感じてきたところです。

このアンケートについて、いかがでしょうか。ほかにご質問、ご意見があれば。

(太田委員)

Q13の「あなたには、不安や悩みを相談できる相手がありますか」という質問で、85パーセントが「いる」と回答していて本当に素晴らしいと思いますけれども、15パーセントが「いない」ということもやはりすごく問題だと思っています。

Q15になると「困ったときに他の人に相談してみることは大切だと思いますか」。これはもちろん、82パーセントは「大切」なのですが、「思わない」「分からない」ですから、相談することがどういうことなのか、相談したら解決する道に進んでいくのだという、そのことが分からないと答えるということ。

そしてQ16になると、大切だと思わない人の中で「相談しても解決しないと思うから」、36.8パーセントが、大切だと思わないと答えた人の中でそのように答えているという現状があるので、やはり、先ほど中島さんが言ったように、あなたたちには大事な権利があるのだよという、子ども条例の権利というところを本当に隅々、一人一人に知らせるということ。

そして、困ったら相談していいのだよと、あなたの周りにはしっかり相談を聞いてくれるおとながいるのだよということ、まずは、相談できる相手がないと回答した、15パーセントがゼロになり、みんなが困ったら相談していいのだよと、そのように思える新潟市になってほしいと、そのようにこれを見て思いました。感想です。

(高橋会長)

太田さん、ありがとうございました。

やはりその辺が大事になってくるのであって、さらに言えば、おそらく相談しても大丈夫、相談しても自分が相談したことが秘匿されて自分が守られるということ、子どもが実感してもらえるのだといいですね。ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

今の部分も含めて、おそらく素案のディスカッションに包含されるようなお話だと思っておりますので、本日のメインテーマである素案の話に進ませていただいでよろしいでしょうか。

だいぶ予定より進行が早いので、素案についてはさまざまなご意見を皆さんから伺える時間があると思っておりますので、まず事務局からご説明をお願いいたします。

(4) 子どもの権利推進計画（仮称）素案について

**資料4-1** 子どもの権利推進計画（仮称）（骨子案）に対する意見まとめ

**資料4-2** 子どもの権利推進計画（仮称）策定に向けた論点整理

**資料4-3** 子どもの権利推進計画（仮称）素案

**参考資料** 令和4年度第2回子ども・子育て会議における子ども条例に係る意見について

○事務局より、**資料4-1**～**4-3**及び**参考資料**に基づき説明を行いました。

○委員からは、次の意見・質問がありました。

(高橋会長)

ご説明ありがとうございました。おそらく、言いづらかったことなのだろうと思うようなことも率直にお話いただきまして、大変よく分かりました。

委員の皆さん、それぞれ、自分が出した意見はそういう意味ではなかったということもあるかもしれませんが、やはりここはどうしても外せないというところに関する意見もあるかと思えます。

思いついた方から、順次、ご発言いただけるとありがたいと考えております。

(佐々木委員)

子どもの権利相談窓口や子どもの権利救済機関について現状の課題等を踏まえてということを考えてきたのですが、一口に「子ども」と言っても幅広くて、ナンセンスなのですけれども、ここをカテゴライズしたときに、例えば高校生、中学生、小学生、未就学児、乳幼児というようにカテゴリー分けしていったときに、先ほどの意見との関連もありますが、高校生は明らかにアンケートから関心の薄さがうかがわれているというように感じたのです。

年齢が上がるにつれて、自己肯定感が低くなっていくとおっしゃられたと思うのですが、そこを、かなりバイアスがある意見なのですけれども、私自身の経験でいうと、大学に行って親元から離れて、もう少し我慢すればいいやみたいな、あと3年くらい我慢すればいいやという考えだったことと、高校生のときの不安は何か漠然としていて、例えば金銭面ですとか、このままの状態がかなえられるのか、大学に行けるのかというような、そういう不安です。ただそれが分からないのです、その当時は。

今となっては、例えばいろいろな情報があるのだとか、職業選択の幅とかも高校生は全然知らない、当時の私は“あくまでも”と少し修正しますがけれども、当時の私は知らなかったので、もう少し、高校生に関しては方向性や情報をもう少し提示してあげて、おとなが意見を聞いてくれないというの

は本当にそういつて、そこはあきらめてという部分もあるのですけれども、あと3年で世に出られるという諦めがあったので、そこがアンケート結果に出ているように感じるのですけれども、そこを少し改善したほうがいいなと思っています。

中学校3年生にも言えることでもあると思うのですが、進路とか関わってくるので。中学生に関しては、考えていたのは、言える子と言えない子の差があってはいけないと思っています、けっこう皆さんの意見を見てみると、やはり、電話ですとかネット経由、ウェブ経由での相談をしようとしたときに、各家庭によってそのデバイスを持っているかとか、情報格差があると思うので、そこをどうするかが必要だと思います。私なりに考えたのは、市が配布しているタブレットを相談窓口に活用できないかとか、漠然とした案ですけれども、できないのかと思いました。

未就学児なのですが、まず大きな問題として、人権を侵害されているかどうか分からないと思うので、重要なことはやはり教育だと思ったのです。例えば、一例ですけれども、いじめですとか、ニュースで見たのですけれども水着ゾーンみたいな性教育です。水着ゾーンをひとに見せたり触らせたりしないというような、そういうものを早期に取り組んでいくことの重要性もあるのではないかと思います。

乳幼児に関しては、私も考えがまとまらないので、そこは意見を言えないのですけれども、どうしていくのかということは考えなければいけないと思います。なるべく救っていくスタンスに立ったほうがいいと思うので、そのように感じました。

(高橋会長)

佐々木さん、ありがとうございます。

要するに、十把一絡げに「子ども」という対象に何かをしていくというよりも、その年齢層に応じたさまざまな課題があるわけであって、それに応じた支援を考えていく必要があるのではないかと。

例えば相談の仕方にしても情報格差というものがあるわけですし、その辺を埋めていく必要があるだろうと。

さらに未就学児あるいは乳幼児に関しては、早い段階での年齢に応じた性教育という視点も、これから重要になってくるだろうと。要するに、あなたがされていることは大変な人権侵害である、性的虐待であるということを感じさせてあげるという視点も大事であるということをおっしゃってくださったのではないかと私は理解したのですが、よろしいでしょうか。

(佐々木委員)

はい。

(高橋会長)

ありがとうございました。では石井さん、お願いします。

(石井委員)

石井でございます。

素案を作っていたいただいた事務局の皆様、ありがとうございました。

素案が、先ほどおっしゃっていた、たたき台というような話もありましたけれども、素案ができて、では今後どうするのかというときに、委員会の場だけで意見を言ったところで、それぞれ5分程度の話をして終わりになって、また事務局案を作るというような流れになるので、もし計画を委員会として主体的に作るということであれば、何かしら委員が作業にかかわるような形で、全員が集まるのは難しいでしょうから、部会でも作ったうえで、正規の委員会の合間に作業にかかわる、委員がかかわるという形を取られたほうがいいかと思っております。

先ほど事務局からご説明があった論点整理に四つの方向性があるのですが、大きく分けると普及啓発と救済、意見表明の確保とかですね。

あるいは環境づくりということであれば、ヒアリング、アンケート調査等なのか、大体三つくらいなのかなというところで、部会の作業目標も、普及啓発等、調査・ヒアリング、相談・救済・提言等の機関になろうかと思っております。

その三つか、四つでもいいのですけれども、部会を設置したうえで、委員のみなさんが、複数やっていければ複数関与してもいでしょうし、ゆるやかな形で部会をつくったうえで作業にかかわるという形で進めていき、この素案がたたかれて丸くなるのか、肉付けされてより現実化していくのかは検討次第だとは思いますが、その方向で作業をしていくのはどうでしょうかという提案です。

(高橋会長)

石井さん、ありがとうございました。

建設的なご提案ということだと思います。要するに、論点に沿って、作業部会、ワーキンググループを作ってやらないと、肉付け作業を十分にはできないのではないだろうか。

石井さんのご提案であると、普及啓発のセクション、相談機関あるいは救済機関というようなセクション、アンケート調査なども含めた意見集約を含めた環境づくりというようなセクション、その三つくらいの分科会、またはワーキンググループ形式にして、素案について検討していくのがよろしいのではないかというご提案だったと思います。

この石井さんからのご提案について、皆さん、それぞれどのようにお考えになるのか、積極的にご意見を伺えるとありがたいのですが。いかがでしょうか。



(中島委員)

石井委員、ありがとうございます。私も賛成です。市役所の職員の皆様の激務がどれほどかということが少し分からないのですが、相当大変な業務だと思っていて、新しい仕組みができると、やはり最初の立ち上げのところ、それを実行に移すところ、本当にいろいろなご苦勞と、そのほかの通常の業務もあるのでしょうか、本当に大変だと思います。

子どもの権利の普及のために、専門的な知識を持ったり経験を持ったりとか、または一般的な、外部からの意見も踏まえて、委員がせっかく集まっているので、その委員が、この分野であれば一緒にできるとか、分科会的な感じで進めていくことはすごく効率的ですし、よいのではないかと思います。

(高橋会長)

中島さん、ありがとうございました。

中島さんから積極的に賛同する意見があったわけですが、ほかの皆さん、いかがでしょうか。

分科会、ワーキンググループといっても、かつてのように、日時、会場を決めて対面で意見交換するという時代ではなくなっていると思います。

例えばメールのやり取りでということもあるでしょうし、あるいは Zoom 等を使ったウェブ会議でということもありうるだろうと思っておりまして、その辺は、物理的制約というのは、かつてに比べるとずいぶん少なくなっていると思います。

石井さんからのご提案である作業部会を作ったの検討、三つくらいの課題に分けてということではありますが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

(太田委員)

よいと思います。

(高橋会長)

太田さんから、よいのではないかというお話がありました。佐々木さん、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

現状の相談窓口はどういう体制になっているのでしょうか。電話、かかってつながる状態なのでしょうか。というのは、過去に、10代くらいのときに悩んでいて、悩み相談のようところに電話したことがあるのですがけれども、一向に電話がかからないのです。

相談窓口を悩み相談に分けたときに、この部分だけが「不通状態」なのではないかと思っていて、現状ですらマンパワーが足りているのかどうかということが疑問です。常にひっきりなしに電話がかかっているような状態であ

れば、多分新しい相談の電話は取れない状況なのだと思うのです。

そこは確かに知恵を絞って考えていくべきことだと思いますし、この意見は電話に固執しているので、それだけだと限界があるのは分かっているのですが、別の方法を考えるということは必要なことだと思うのです。現状、つながるのでしょうか。

(高橋会長)

佐々木さんから、現状の相談機関、特に電話相談というような手段を取ったときに、なかなか相談者がつながらない、相談先につながる事が厳しい状況があるのではないかというご懸念があるのですね。

ご質問かと思うのですが、この電話相談に関しては、おそらくありとあらゆるセクションの、ありとあらゆる相談機関があつて、市で所管されているものもあれば民間団体がやられているものもあるし、それぞれがそれぞれの立場でいろいろなことをやっていらっしゃるんで、今全容に関してどなたかから回答をいただくというような話ではないと思うのですが、どうでしょうか。

もし事務局で、例えば自分たちがやっているこういう相談に対してはこういう状況です、そんなにつながらない状況はありませんとか、結構つながらない状況もあるかもしれませんというお話が、もし参考までにお聞かせいただければお願いします。

(事務局)

児童相談所です。名前のおおりに、相談する窓口というのは、これは一定の周知はされているかと思ひます。今、論点になっている権利について、分かつたうえでくる相談という形は、まだ多くはないと思ひます。

ご自分が悩んでいるとか、やはり危険性があるとか、そういったことで子どもさんが直接お電話してくることは、やはり児童相談所という名前が、これは割と知られていまして、そこに「189」という端的にダイヤルできる方法があつて、その中の内容としては非常にさまざまな相談があります。

一般的な虐待相談もありますし、これは少しいじめがからんでいて不登校になっていくのではという傾向のものもあつたりして、今できていることは、あくまでもその本人が特定できて、本人と電話の中で相談しながら、適切な機関を案内するとか、どうしていったらいいか、こちらが後押しをするとか、つないでいくところが、できる限り行われているという現状だと思ひます。質問があればお答えします。

(高橋会長)

ありがとうございました。

電話相談の種類によっては、非常につながらないというか、1件の相談が非常に長いものですから、なかなかつながらない状況にあるというお話も、

例えば「いのちの電話」などでは、そういう実情もあるというお話は伺っております。佐々木さん、それでよろしいでしょうか。

(佐々木委員)

はい。

(高橋会長)

少し戻りますが、先ほど石井さんからご提案がありましたワーキンググループを作ってということですが、ほかの方、いかがでしょうか。中島さん、太田さんから賛成ですというお話がありました。

(本田委員)

本田です。よろしく申し上げます。

私もその分科会で委員が入ることに賛成です。

というのは、私は放課後等デイサービスという、障がい児を担当しているのですけれども、障がいを持った子どもたちは、意見を自分で発することはなかなか難しい。

誰が意見をくみ取るのかというところであれば、福祉で言えば支援者、家庭であれば家族です。教育の場であれば学校の先生とか、そういったところが子どもたちの意見を吸い上げてあげないとだめなのかというところだと思います。

例えば、啓発活動ということで、学校にパンフレットを配ると思うのですが、ただそういった発信できない子たちの意見をくみ取る、学校の先生にそういったことを伝えるために、この場面だけ少し通じないのかなと。

障がいを持った方、障がいに携われている方の、先生方とか親とか、そういうところの、もう少し、子どもたちの意見を汲み取りやすくしてあげるような何か取組みとか研修とか、そういったものも少し必要になってくるのかなと思います。

その辺をもう少し考えながら啓発活動をしなければいけないのかなということで、そういった分科会、学ぶべきところも精査していったほうがいいのかという感じがしております。

(高橋会長)

本田さん、ありがとうございました。

今の本田さんのお話、いわゆる障がいのある子で、自分の意志等をなかなか表出できないという子の意見をどのように吸い上げていくのかということ。

ほかに皆さん、いかがでしょうか。積極的にご発言いただければと思います。あるいは、もし、そうであれば自分はこういうところがいいという意見表明でもけっこうです。

(吉川委員)

私は、小さいお子さんを対象にしている施設にいるので、保護者の方に啓発活動のところで周知していくところを担っていると思っております。

子ども達にとって、あなたは本当に大事な存在なのよ、社会の一員で、家族の一員でもあり、みんなの大切な子どもなのだとすることを育みつつ、親御さんにも伝えていく。

私自身の子育てを振り返ってみますと、これは本当に一方的な意見なのですが、どうも冷静になれない自分がいて、現場に出て子どもと接する時にはすごく客観的に子どもに接することができるけれども、家庭で子育てしていて辛い時は、どうしても子どもに、恥ずかしながら当たってしまった自分がいたのです。

そのような経験から、私達は辛い親御さんの気持ちを和らげるような取り組みをしていきたいと、今も目指しているところです。

この分科会、ワーキングチームを立ち上げることはすごく賛成です。果たして私はどこの部署に所属したらいいのだろうと考えるところではあるのですが、ぜひこの取り組みには賛成ですし、私共の持っている力を活かしていければと思います。

(高橋会長)

吉川さん、ありがとうございました。

吉川さんは保育士でいらっしゃるのです、やはり親御さんのそういう部分を感じるということですね。保護者への啓発でしょうか。ほかの皆さん、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

先ほどの児童相談所の所長さんからお話があったのですが、やはり横断的にやらなければいけないと思うので賛成なのですが、もしやるとなったときに、行政側はどうなるのでしょうか。

(高橋会長)

佐々木さんから、もし分科会で検討するときに、行政はどういう立場になるのかという話なのですが、先ほどの石井さんからのご提案というのは、委員会としてきちんと意見をまとめていくためには、こういう場でなかなか意見の集約ということは難しいから、分科会でたたき台を作って、最終的に委員会で承認するような形がいいのではないかという趣旨であったと思います。

それは、行政から独立した委員会としての主体的な立場としてそれをやるのだという意味が含まれていると理解しているのですが、石井さん、それによろしいですか。

(石井委員)

はい。

(高橋会長)

ということであると、行政は参加しないという形になるかと思います。

(石井委員)

してもいいかと思います。

(高橋会長)

行政の意向に。

(石井委員)

左右されないということです。

(高橋会長)

いかがでしょうか。ほかにご意見。

(渡辺委員)

今のところ、素案を見させていただくと、あまり具体的に何をやるのかが書かれていないので、どういう施策を達成したらこの条例がうまく子どもたちの間に、おとなたちの間に周知されるのかということが、まだ今一つ分からない状況です。

基本的に、こういう計画を作るときは、私は国の立場なのですけれども、各行政機関がこういうことをやります、という自分たちが推進する施策を記載していくのが、こういう計画だと思います。

こういうことを達成したらこの計画が成功するので、自分たちはこういうことを達成させますと、児童相談所であればこういう施策を達成させますと、というように書いていく、そういったものがこういう計画だと思うので、委員としては、その実効性等を見させていただく。

例えば、行政側がやりますと言ったことが、これではあまり施策の推進にはならないよねというようなことを、委員の方々が意見を言っていくのはありかと思うのですけれども、一から委員が計画することは、なかなか難しいのではないかと思います。

今、会長がおっしゃられたように、骨子は行政側が作るのでしょうか。その骨子が、やる気があるかないかとか、これであればうまくいくとかを、委員の皆さま方に見ていただいて肉付け等していただくとか、弱い施策であればもっと強い施策への変更の意見等を出していただくとか、そういうことを分科会でやるのは当然ありだと思っておりますけれども、最初から委員が作り上げ

ていくことは、私としては難しいのではないかと思います。

(高橋会長)

渡辺さん、ありがとうございました。

そもそも論で、一から分科会で委員会のメンバーが作っていくというものではなくて、あくまでも、基本的な部分、素案については事務局から提示していただいて、それについて分科会等で検討のうえ、肉付けをしていくというようなところが正しいのではないかと、正しいというか、それが常とうではないかということでもあります。

その辺については、皆さんいかがでしょうか。

(遠藤委員)

私も今のお話に賛成で、一から投げられてどうするのだろう、自分はどこに入るのだろうと、正直心配している部分も自分の中にもありました。

ぜひ、今の渡辺委員が述べられたような形での分科会の実施を望みたいと思います。

(高橋会長)

遠藤さん、ありがとうございました。

遠藤さんも渡辺さんの意見に賛成ということではありますが、ほかにいかがでしょうか。

ご提案いただいた石井さんにもう一度振ってみますけれども、皆さんの意見を受けたうえでいかがですか。

(石井委員)

私としてはもちろん、素案を事務局が作ることに賛成ですし、実際に作っていただいている部分もあります。何もないと、それこそ何をやるかも分からないという話になるので。

素案を事務局側で作っていただいて、それをたたくという言い方は表現として適切かどうかはありますけれども、こちらで検討して、いい部分は加味をして、問題がある部分は議論して問題点を指摘したうえで、修正等で対応していただくという形でいいのかなと思っています。

ただ、この全体委員会は月に、前回3か月前とか、2時間しかないという中で、計画の全体を包含的に検討、議論することはなかなか難しいかなというところで、部会ないしワーキンググループでやったほうがいいのかと思っています。

(高橋会長)

ありがとうございました。

今の石井さんのご提案の方向は、ある程度今回提示していただいた素案と

いうものに、もう少し形を付けていただいてもものに対して、本委員会を構成するメンバーが分科会に分かれて検討して肉付けをし、それを事務局にお返しすることによって、最終的にこの計画を承認していくというか、そういう形にしていくのはいかがかということです。

まずその方向性については、皆さんよろしいでしょうか。特に反論はないということで理解してよろしいでしょうか。

事務局は、いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。

ご提案、ご意見のありましたような方向性で、分科会というか、それぞれの担当に分かれていただいて、こちらの案をたたき台として、成案を作り上げていくという方向性について、効率的と言ってはなんですけれども、この全体会にこだわらずに、ということで可能かと思います。

会長がおっしゃられたように、メールですとか Zoom ですとか、そういったものも活用させていただきながら、なかなか時間もタイトな部分もありますので、そのようにして進めさせていただければと思います。

(高橋会長)

大谷さん、ありがとうございました。

分科会の設置ということの方向は皆さんからご了解いただいたのですが、その分科会のテーマに関して、先ほど石井さんからは三つくらいが提示されたわけではありますが、事務局からの論点整理では大きく四つの柱になっていますね。

この辺をどう考えるかということについて、皆さんから何かご意見ありますでしょうか。

分科会分けをしたら、非常に雑駁に言ってしまうと、石井案にのるか、骨子案にのるかという話なのですけれども。皆さんのご意見をお聞かせください。

(中島委員)

先ほど石井委員が言ったのは、どれとどれをくっけるとおっしゃられたのでしょうか。

(石井委員)

③と④かな、と思っているのですけれども。

ただ、むしろ④と②かもしれないです。例えば意見表明権の確保が提言ということであれば、行政機関と合わせて提言機関のような形でもいいかと思っていますし。

環境づくりに近いところをこの④で予見しているということで、②のほう

でもいいかなという気がしています。

この④が、①、②、③とどうかかわるのかというところがはっきり見えてこなかったので三つと言ったのですけれども。

(高橋会長)

④をどこに付けるかということですね。

中島さんは、ほかの案はありますか。

(中島委員)

たしかに、この「子どもの社会参画の促進と意見表明権の確保」というと、例えばなのですけれども、子どもたちに集まってもらって、その子どもと市長が話し合いをすとか、そういうことを世田谷がやったことがあって、区长と各議員、区議が集まって、教育長にも参加してもらって、5人のおとなに対して、こんな世田谷区にしたいというようなことを、子どもから意見を集めて意見交換することを開いたことがあって、そういうことをやるとなると、この啓発とは少し違うのかなと思います。

社会参加のための、意見を聞く場を作るということをゴールに置くのと、救済のための意見表明権の確保と、違いはあると思います。これから考えていくということだと思うのですけれども。

(高橋会長)

中身まで今この時間で皆さんの意見を聞きながら作っていくということは少し難しそうですね。

私と事務局でご相談させていただき、石井さんが提案された方向の、分科会を設置させていただく方向に進めさせていただいて、最終的には事務局と私で、あるいは太田さんも交えて決めさせていただくという方向に進めるというのはいかがでしょうか。

(石井委員)

特にその方向性に異論があるわけではないのですけれども、メールのやり取りが今まで事務局の話だと個人情報なのか、皆さんと連絡が取れないような状況であったと思うので、そこは別に皆さんがオーケーであれば、メーリングリストなり、意見交換なりがしやすいようなツールを設けてもいいかと思っています。

私が意図していたのは、部会を作るにしても、緩やかに「ほかの部会には入っちゃダメ」というよりは、とりあえずは担当でというような形でいいのかなと思っています。

例えば Zoom で実施するというのであれば、別の分科会の方が出ちゃダメという話にはならないほうがオープンな議論ができるかと思っています。



(高橋会長)

ありがとうございました。

かっちりしたものではないというご意見かと思います。皆さん、その方向についてもよろしいでしょうか。

例えば、救済機関の分科会に割り当てられたけれども、普及啓発のところにも参加してご意見を言うとか、メーリングリストで意見を書き込むということもありだと。

要するに、かっちり分科会の割り振り以外のところに口を出してはいけませんというようなことはありませんということかと思います。その辺も皆さん、ご了解いただけますでしょうか。

では、具体的な進め方については、先ほど言ったように私と太田さんと事務局で進めさせていただきたいと思いますが、皆さんから、それが進む前にこれだけは言うておきたいとか、この辺についてもう少し検討してほしいとか、この辺について事務局に聞きたいとか、若干まだ時間がありますので、この場でご自由にご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(中島委員)

学校をベースにしてパンフレットを配るとか意見をディスカッションするというのはすごくいいとっていて、やっていたいことはそのままこれからもやっていただきたいと思うのです。

一方で、学校に行っていない子もけっこう増えていて、私はたまたまそういう子たちに会って、子ども条例のことを実は何も知らなかったのです。

そういう子たちこそパンフレットが届いて、集まったり意見を聞けたりする場があるといいなど。そのあたりの項目も、これから骨子に入れていけばいいことなのですけれども、現状として、パンフレットも知らなかったということがあったので、せっかくいいパンフレットがあるので、そういう取り組みができたらいいなと思います。

また、前回もアイデアで言ったのですけれども、私がぜひできたらいいなと思うのが、子どもの権利を伝えたいとか、子どもたちが権利のことを知ったり、子ども参画の場として意見を言ったりする場、市政に反映させるとか、こんなまちにしたいというような。

それを作るときに、大学生をぜひファシリテーターとして育成して、大学と連携していろいろ仕組みづくりとかをやっていかななくてはいけないと思うのです。

実際、既に新潟県国際交流協会というところがあって、そこは大学生を毎年集めて国際交流ファシリテーターに育成して、それは市だけではなくて県全体なのです、新潟県全体に派遣して国際化教育の授業をやっているようなのです。すごく素敵な仕組みだと思っています。

それの人権版というか、そこと一緒に連携してもいいかと思うのですけれども、おとなが何かしていくという、おとなも若者も含めて知っていくとい

うことは大切なので、それを伝えていくことも全部先生に任せるのは大変だと思うので、そのようなファシリテーターなどができて、派遣する仕組みとかできたらすごくいいなと思ったので、骨子の中に入るといいなと思っています。

(高橋会長)

中島さん、ありがとうございます。

1点目は、本田さんがおっしゃられた、障がいのある子という視点と同じカテゴリーにくくることができるかもしれませんが、要するに、学校を通したこういう広報啓発、あるいは意見集約というところから抜け落ちてしまう一部の子どもたちがいる。

それは、不登校に代表される子どもであり、所在さえも不明であるという子ども、あるいは無戸籍、住民票等がなくて存在自体を行政が把握していない子どももいるかもしれない。

そういう子どもに対してどのように伝えていくのか、あなたは権利主体ですよ、ということ伝えていくのかということ盛り込んでいく必要は当然あるだろうということ。

それと、大学生の活用ということで、国際交流協会でファシリテーター養成のようなことを、学生を対象にやっているということもあって、いざ計画ができて子どもたちにそれを伝えていくというときに、大学生等に役割を一部やっていただくということは双方にとって意味があることであるということだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。これだけは言っておきたいとか。あるいは、自分はこういう分科会をやりたいというお話でもけっこうです。

(太田委員)

保護者に、おとなにいろいろなことを意識していただくということが、子どもたち本人が、自分の権利ということ認識するということはもちろん一番基本なのですけれども、その後ろにいる、育てている保護者なり、子どもたちが通っている施設、保育所、幼稚園、学校なり、そういうところのおとながしっかりと子どもの権利についての認識を持たないといけないということがまず基本にあると思います。

の委員会は福祉のほうなので保育所は大丈夫だと思うのですが、幼稚園、学校については教育委員会になってしまうので、やはりこの中に教育委員会の方がレギュラーで入っているということがまず一つ必要な条件ではないかと思いますので、このところの交流もお願いしたいと思います。

(高橋会長)

学校教育サイドですね。

いわゆる対面というか、集まっての意見交換ではない、例えばメーリング

リストであるとか、あるいは Zoom 等を使ったものであれば逆にご参加しやすくなってくるかと思えます。

そういう形で、学校や教育委員会サイドの意見についてもきちんと入れていくことが必要と思えます。ありがとうございました。

そのほか、この場で言っておきたいというご意見、いかがでしょうか。

(郷委員)

今、皆さんの話をいろいろ聞いていて、子どもたちと接していらっしゃる方々とか、具体的に毎日接していらっしゃる方々とか、学校を通していろいろなパンフレットを出しているというお話とか、いろいろ聞いています。

ただ、地域だけが少し置いてきぼりにされているというような印象がすごくあって、子どもたちのアンケートを見ても、見守りをしてくれるスタッフがもっといると安心だとか、その辺りのちぐはぐさというわけではないのですけれども、例えば学校を通してパンフレットが配られている、いろいろな研修会で、例えば民生委員とかの研修会でも子ども条例の話は聞いていますが、それはほんの地域の一角であり、これから子どもたちを毎日見ている大人はたくさんいるし、例えば今新潟市は、政令市になってからコミ協とかまち協とか、地域で自分たちの地域を活動していこうというような熱心な方々がたくさんいらっしゃいます。

その人たちが、どれだけ今の子どもたちの状況を、分かっているとは思うのですけれども、なかなか寄り添うとか難しい部分もあるのではないかと。

どうしても活動していると、自分たちの時代はとか、今時の保護者世代はとか、その言葉と子ども条例はものすごく相反しているような感じが、いつも耳障りに聞こえてきたりしています。もう昔には戻れないということはあの人たちに伝えたいといつも思っているのです。だけど、なかなか難しいかと思っていますので。

やはり、広く、少しずつでもいいので、町内回覧とか、どういう方法がいいのか全然分からないのですけれども、こういう立派なパンフレットがあっても、たくさんのおとな向けにできて、なかなか浸透しない。なんなのだろうなと感じて。

施策がどうのということは何も考えていなくて、とにかくいろいろな機会ですべて口を酸っぱく、いろいろな話をしていくしかないと私自身は思っているのです。そういったところにも分かりやすく行き渡るように、子どもたちの意見表明権ということで、地域の活動に関して子どもたちの声を聞きたいという地域の方はたくさんいるのですが、なかなか時間が合わない。

子どもたちの意見を聞きたいのだけれども、学校生活も忙しそう、マッチングとか、何かその辺りうまく調整していかないと、なかなか声を出せない。声を聞きたいと何年も前から言っています。そういったワークショップもやっていますが、ずっとタイミングが合わない。

その辺りを少しずつ改善されていくと、本当に新潟市は、先ほど太田委員

が言ったように、みんなに優しい市政になるのではないかなという感想です。

(高橋会長)

郷さん、ありがとうございました。

パンフレットを、小学生、中学生、おとな向けと作っていただいたのですが、おそらく一番通じないのはおとな向けかもしれません。

おとなの中でも、おそらく、例えば佐々木さんくらいの世代までの方と、郷さんなり私なりの世代とは、多分受け止め方が違っていて、一番通じないのが、高度経済成長期に子ども時代を送ったような私たちくらいの世代の人間。「子どもの権利？え？」と言って、このパンフレットを、中身を見ないで古新聞のところに置いてしまうような、そういう世代に対してどのようにコミュニティの中でアプローチしていくのかということが、郷さんの問題提起だと私は理解しました。

これは、難しいけれども、やはりやっていく必要があると私も思いますし、郷さんのご意見については、どういう形になるか分かりませんが、計画の中に何らかの形で入れていく方向で、検討する必要があると考えております。

郷さん、そんなところでよろしいでしょうか。

いつの間にか時間が経ってしまうもので、既に予定されていた時刻に近づいてきております。ということで、今日確認をさせていただいた、それぞれのご意見、今の郷さんのコミュニティに関するご意見であるとか、中島さんからの、いわゆる学校という場から逃れてしまう子どもに対してとか、さまざまなところはありますけれども、一番大きいのは、石井さんからご提案のあった、具体的な中身について事務局からある程度の案を作っていただいて、分科会においてそれを検討して肉付けをしていくという方向で進めるのはいかがかというところだったと思います。

それに対しては、私、太田さん及び事務局で、分科会をどういう枠にするのかということも含めて検討させていただいたうえで、皆さんにお伝えし、あまり垣根はなく参加していただけるような方向で、ミーリングリストあるいは Zoom 等のウェブ会議等で進めていくということを確認したということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

事務局もそれでよろしいでしょうか。

(事務局)

大変ありがとうございました。

(高橋会長)

それでは、そこを確認したということで私の役割を終わりにして、これからの進行については事務局にお返しいたします。